

介護予防・日常生活支援総合事業(通所系サービス)重要事項説明書
＜令和 7年 4月 1日 現在＞

1. 当センターが提供するサービスについての相談窓口

電話 0265-36-2600 (午前8時15分～午後5時15分まで)
担当 小沢 尚美

2. デイサービスセンターひまわり荘の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

名称	社会福祉法人 松川町社会福祉協議会
所在地	長野県下伊那郡松川町元大島2930-12
介護保険指定番号	2072500644
サービスを提供する対象地域 *	松川町にお住まいの方 * 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同センター職員体制

事業所に勤務する職員の職種、員数及び勤務内容は次のとおりとする。

1 職種、員数

- ① 管理者 常勤 1 (※支障がない場合は、他の職務に従事可能)
- ② 生活相談員 専従 1 以上
- ③ 看護職員 専従 1 以上
- ④ 介護職員 15人まで 専従 1 以上
- ⑤ 機能訓練指導員 1 以上

2 管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

3 生活相談員は、事業所に対する指定介護予防通所介護の利用の申し込みに係る調整等を行うとともに、自らも指定介護予防通所介護の提供に当たるものとする。

4 看護職員及び、介護職員は指定介護予防通所介護の提供に当たる。

5 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(3) ひまわり荘の設備の概要

定員	15名
機能訓練室兼静養室兼食堂	1室154㎡
浴室	一般浴槽があります。
相談室	1室
送迎車	2台以上

(4) サービス提供時間 * 緊急連絡電話 0265-34-1052

月～金曜日	午前10時00分～午後3時00分
休業日	土曜、日曜、年末年始

3. サービス内容

- ① 送迎 リフト車・乗用車により、利用者様の状況に合わせ送迎いたします。
- ② 食事 普通食・粥食・キザミ食等、利用者様の状況に合わせて提供いたします。
- ③ 入浴 一般浴・シャワー浴等の設備により状況に合わせた入浴が可能です。
- ④ 生活相談 生活相談員(介護福祉士等)が相談に応じます。
- ⑤ 口腔機能の向上 口腔衛生・摂食・嚥下機能に関して、利用者様が在宅においても日常的にできるように指導・訓練いたします。

4. 料金

(1) 利用料金

①利用料

	1回あたりの単価	サービス提供体制強化加算(1)
予防介護相当(要支援1)	436円	88単位/月
予防介護相当(要支援2)	447円	176単位/月

上記の表は1割負担の方の金額です。

- ・ 昼食、おやつ材料費
1日あたり820円(全額自己負担)
 - ・生活機能向上グループ加算・・・100円/月
 - ・科学的介護推進体制加算・・・40単位/月
 - ・介護職員処遇改善加算・・・5.9%/月
 - ・介護職員等特定処遇改善加算 I・・・1.2%/月
 - ・介護職員等ベースアップ等支援加算・・・1.1%/月
- 令和6年6月から
介護職員処遇改善加算(I)・・・9.2%に統合
- ・通常の事業の実施地域を越えた場合に要した交通費はその実費を徴収させていただきます。
(1km当たり50円で積算した額を交通費として徴収)
 - ・その他 上記の他、おむつ代、レクリエーションにかかる費用は自己負担となります。

- (2) キャンセルの場合、利用者自己負担額で換算した金額を頂く場合があります。キャンセルが発生した場合は至急ご連絡ください。(連絡先 電話0265-36-2600)

(3) 支払方法

毎月、25日に振り替えさせていただきます。口座の確認をお願いします。

お支払いいただきますと、領収証を発行します。

お支払方法は、現金集金、口座自動引き落としの2通りの中からご契約の際に選べます。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。ひまわり荘職員がお伺いいたします。

サービス計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※ 介護予防サービス支援計画の作成を依頼している場合は、事前に地域包括支援センターとご相談ください。

(2) サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

② ひまわり荘の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者様が要介護認定された場合
- ・利用者様が介護保険施設に入所した場合
- ・利用者様がお亡くなりになった場合

④ その他

- ・当センターが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者様ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、利用者様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

6. 当センターのデイサービスの特徴等

(1) 運営の方針

社協の理念に基づき、公平で質の良いサービスを提供するよう心がけます。

(2) サービス利用のために

事 項	有 無	備 考
男性介護職員の有無	有	
時間延長の可否	有	
従業員への研修の実施	有	年10回以上実施
サービスマニュアルの作成	有	
その他		

(3) サービス利用に当たっての留意事項

- ・送迎時間の連絡 介護予防サービス支援計画により。(急な変更の場合は電話でご連絡ください。)
- ・体調確認 連絡帳にご記入ください。(バイタルチェックは行います。)
- ・体調不良等による 家族の方に相談のうえ病院受診等していただきます。
- ・サービスの中止・変更 本人・家族と相談の上中止・変更等行うことがあります。
- ・食事のキャンセル ご連絡ください。
- ・時間変更 ご連絡ください。
- ・設備、器具の利用 相談に応じます。

7. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前のうちあわせにより、主治医、救急隊、親族、地域包括支援センター等へ連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

8. 非常災害対策

- ・防災時の対応 防災計画に基づき対応いたします。
- ・防災設備 館内消火設備、各種感知機、自家発電装置、緊急通報装置等完備
- ・防災訓練 年2回実施
- ・防火責任者 米山 佳織

9. サービス内容に関する苦情

① 当センターご利用者相談・苦情担当

担当 小沢 尚美

電話 0265-36-2600(代)

② その他

当センター以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

区市町村名 松川町 高齢者係

担当 田中 裕香

電話 0265-36-7022

長野県国民健康保険連合会 苦情相談窓口

電話 026-238-1580

10. 当施設では身体拘束、虐待等にあたる行為はいたしません

但し、サービスの提供にあたり、利用者の生命または身体保護の為、緊急やむを得ない場合は、利用者本人や家族に対して十分説明をし、同意を得ます。

11. 法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 松川町社会福祉協議会
代表者役職・氏名	会長 水野一昭
本部所在地・電話番号	長野県下伊那郡松川町元大島2930-12 電話 0265-36-3778

定款の目的に定めた事業

- 1、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2、社会福祉に関する活動への住民参加のための援助
- 3、社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4、(1)から(3)の他、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るため必要な事業
- 5、保険、医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連携
- 6、共同募金事業への協力
- 7、訪問介護事業
- 8、居宅介護支援事業
- 9、通所介護事業
- 10、ホームヘルプ事業
- 11、いきいきデイサービス事業
- 12、身体障害者居宅介護等事業
- 13、知的障害者居宅介護等事業
- 14、児童居宅介護事業
- 15、福祉相談事業
- 16、福祉サービス利用援助事業
- 17、ひまわり荘受託経営
- 18、社会福祉センター受託経営
- 19、ふれあい工房受託経営
- 20、その他この法人の目的達成の為に必要な事業

施設・拠点等

通所介護	1ヵ所
訪問介護	1ヵ所
居宅介護支援事業所	1ヵ所
介護老人福祉施設	1ヵ所